証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年(2016年)2月25日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例(昭和40年12月町田市条例第50号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「および公職選挙法」を「、公職選挙法」に、「並びに」を「及び」に、「第29条第4項」を「第35条第4項」に、「及び市農業委員会」を「、市農業委員会」に、「出頭または」を「出頭し、又は」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項 及び農業委員会等に関する法律(昭和26年 法律第88号)第35条第4項の規定に基づ き、市議会、市選挙管理委員会、市農業委員 会及び公聴会に出頭し、又は参加した者(以 下「証人等」という。)の実費弁償に関して 必要な事項を定めるものとする。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第207条<u>および公職選挙法</u> (昭和25年法律第100号)第212条第 3項<u>並びに</u>農業委員会等に関する法律(昭和 26年法律第88号)<u>第29条第4項</u>の規定 に基づき、市議会、市選挙管理委員会<u>及び市</u> 農業委員会並びに公聴会に<u>出頭または</u>参加し た者(以下「証人等」という。)の実費弁償 に関して必要な事項を定めるものとする。